

市民相談日程表（7月分）

鎌倉市役所 電話 23-3000（代表） 平日8:30～17:00

相談名称	相談内容	相談日時		相談場所	相談担当者	申込方法	担当窓口
行政相談	国の行政等についての相談	今月はありません			行政相談委員	随時	
法律相談	法律的な問題（相続、借家、借地等）についての相談 問題解決のきっかけとしていただくことから、同一案件での相談は1回限りとなります。	3 10 17 24 金	09:00～16:00	市役所 ※	弁護士	予約制 ・相談日の1週間前から受付 ・受付日が祝・休日に当たる場合は、その前開庁日から受付 ※は、面談・電話の選択可	暮らしと福祉の相談窓口 61-3864
		31 金					
		14 28 火					
		7 21 火	17:30～20:00	市役所 ※			
		1 水	10:00～16:00	深沢支所			
		8 水	10:00～16:00	大船支所			
		15 水	10:00～16:00	腰越支所			
	22 水	10:00～16:00	玉縄支所				
	女性を対象とした法律的な問題についての相談	16 木	9:30～16:30	市役所 ※	弁護士（女性）		
税務相談	土地の売買、相続、贈与等の税金についての相談	8 水	09:00～16:00	市役所 ※	税理士		
司法書士相談	土地の売買、相続等に伴う登記、成年後見制度等の手続きについての相談	21 火	09:00～16:00	市役所 ※	司法書士		
行政書士相談	遺言書、遺産分割協議書等の書類作成の支援、契約書類の作成等についての相談	22 水	13:00～16:00	市役所 ※	行政書士		
不動産相談	不動産についての相談	9 木	14:00～16:00	市役所 ※	専門の相談員		
マンション管理相談	マンション管理（マンションの修繕や管理規約の改正、理事会運営等）についての相談	2 木	13:00～16:00	市役所 ※	マンション管理士		
建築の紛争予防等に関する相談	建築及び開発行為に係る紛争の予防及び調整についての相談	13 月	09:00～16:00	市役所 ※	建築等紛争相談員	予約制 ※面談・電話の選択可	
女性相談	女性の生き方や家庭、地域、職場等で女性が持つ悩みについての相談	月 ~ 金	10:00～13:00 14:00～16:30	市役所	女性相談支援員	面談は予約制	市民相談課 23-9311 （相談専用）
人権相談	人権に関する悩みごとについての相談	7 21 火	13:00～16:00	市役所	人権擁護委員	予約制	市民相談課 61-3870

◆◆◆◆日程や内容は変更になる場合があります。お問い合わせは各相談の担当窓口までお願いします。◆◆◆◆